

会議記録（１）

会議名称	北本市農業委員会 8月定例総会		
開会及び閉会日時	開会	令和2年8月25日（火）午後3時03分	
	閉会	令和2年8月25日（火）午後3時54分	
開催場所	市役所3階 会議室3-F		
議長氏名	高松 武美		
出席委員（者）氏名	農業委員		推進委員
	1 新井 孝治	9 田島 建芳	1 清水 武
	2 横田 勇	10 中村 忠文	2 内田 宜告
	3 戸張 義明	11 鈴木 安雄	3 伊藤 宏忠
	4 高松 武美	12 原島 卓男	4 新井 信洋
	5 渡邊 慶一	13 湯沢 美恵	5 清水 榮弘
	6 伊藤 秀明		
	7 山本 浩之		
	8 横山 信		
欠席委員（者）氏名			
欠員委員			
説明者の職・氏名	農地担当 主幹 橋本、主査 上田		
事務局職員職・氏名	事務局長 赤塚 浩二、主幹 橋本 保 主査 上田 浩史		
会議次第	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画図、農業振興地域土地利用計画図</li> <li>・農業者年金資料</li> </ul>		

## 会議記録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>皆様こんにちは。本日はお忙しい中、農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席委員につきましては、農業委員13名、農地利用最適化推進委員5名、合計18名全員出席であり、本会議は成立していますことを報告致します。</p> <p>それでは、高松会長からごあいさつをいただきましてから、議事の進行をよろしく申し上げます。</p>
会 長	(あいさつ)
議 長	<p>最初に議事録の署名人ですが、今月は6番の伊藤 秀明委員と7番の山本浩之委員、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次第に添って進めていきます。資料2ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」件号1、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。)</p> <p>申請内容は、相続にて渡人が当該農地を取得しましたが、市外在住であることから管理が難しくなったため、買い受けるものです。担当は、田島委員です。</p> <p>議案書につきましては以上で、事務局の意見です。農地を取得するも管理ができない場合、荒廃農地になってしまう虞がありますが、申請書には受人が栗を作付けするとの事から、農地の保全となると考えられますので、問題はないと考えます。事務局からは以上です。</p>
議 長	ご苦労様でした。それでは担当の田島委員、お願いします。
田 島 委 員	8月20日に現地調査に行きました。現状についてですが、雑草が生い茂っておりますが、管理はされている状況です。近隣農地には、栗畑や梅畑等が確認できました。よって問題はないと思います。
議 長	<p>質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします</p>

会議記録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	す。
	(全員挙手)
	全員賛成ということで可決させていただきます。
	続きまして議案第2号件号1、事務局からの説明を求めます。
事 務 局	(件号1を議案書に基づき場所も含めて説明する。)
	申請内容は現在、妻と子供2人にて共に借家住まいであります。子の成長や家財道具等の増加に伴い手狭になったことから自己住宅建築を検討したので、申請との事です。担当は、戸張委員です。
	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。先月も別人で同じ場所にて申請がありましたが、申請地は必要性があれば農地転用が原則許可の農地であります。申請人は現在市内の借家にて4人で生活するためには手狭であり、自己用住宅の建築を計画したとの事から必要性はあると判断しております。事務局からは以上です。
議 長	ご苦労様でした。それでは担当の戸張委員、お願いします。
戸 張 委 員	申請地は事務局からもありましたように、先月も案件として上がってきた場所と同じです。現地調査に行ったところ、現在、作付けはありませんが綺麗に整地され、管理されておりました。環境の良い場所であり問題はないと思います。
議 長	質問はございますか。
	(質問なし)
	無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成ということで可決させていただきます。
	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更協議について」ですが、まずは農地部会での検討結果について、横田農地部会長より報告をお願いします。
横田農地部会長	8月20日に会長、代理を含め、農地部会で全案件について現地を確認し、審議しました。その結果、いずれも特に問題なく、全員一致で変更賛成となりましたこと、ご報告いたします。

## 会議記録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	横田農地部会長ありがとうございました。それでは件号1、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	除外目的は社会福祉施設です。除外理由は、地域の高齢者、障がい者が安心して暮らすことができる生活支援拠点と地域の新たな交流の場を創設するためとの事です。土地の選定条件は、1,000坪以上の用地であり、市内で探したところ、隣地の宅地を合せて1,247坪が確保できるのは、申出地のみとのことです。
議 長	ご苦勞様でした。続きまして、担当の戸張委員より現地の状況等の説明をお願いします。
戸 張 委 員	現地確認に行ったところ、周辺につきましては市街化調整区域ではありませんが宅地が混在し、農地に関しては綺麗に整地されております。国道からも離れており、静かで良い環境の場所でした。
議 長	それでは質問はございますか。 (質問なし) 無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決させていただきます。 続きまして、件号2について事務局より説明を求めます。
事 務 局	(議案第3号件号2を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 除外目的は自己用住宅です。除外理由は、居住している借家が子供の成長に伴い手狭になったためとの事です。土地の選定条件は、実家(古市場1丁目■■■■)の近くと100坪以上で静かな土地で探したところ、実家より1.5キロメートル、128坪が確保できるのは、申出地のみとのことです。
議 長	ご苦勞様でした。続きまして、担当の渡邊委員より現地の状況等の説明をお願いします。

## 会議記録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
渡 邊 委 員	現場確認したところ、綺麗に整地されており問題はないと思います。
議 長	<p>それでは質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決させていただきます。</p> <p>続きまして、件号3について事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(議案第3号件号3を議案書に基づき場所も含めて説明する。)</p> <p>除外理由は、実家にて親と長男世帯と住んでおり、長男世帯が後継者であることから独立するためであり、土地の選定条件は現在、居住している同一地区、実家の近隣、店舗開業用地の隣接地で探したところ、自治会、学区が同一地区、実家から450メートル、店舗開業用地は次の案件となり、本案件の隣接地に予定しております。条件に合う場所は申請地のみとのことです。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。続きまして、担当の渡邊委員より現地の状況等の説明をお願いします。なお、件号3、及び件号4は申請人が同一ですが居宅と店舗ですので除外目的が相違するため、別に採決を行います。</p>
渡 邊 委 員	<p>申請人は親と同居しており、以前は桜国屋で店長を行っていた人物です。</p> <p>周辺農地についてですが、現地確認したところ、綺麗に整地されており問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは質問はございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決させていただきます。</p> <p>続きまして、件号4について事務局より説明を求めます。</p>

## 会議記録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	(議案第3号件号4を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 除外目的は店舗(うどん屋)設立、除外理由は埼玉県産の地粉を使った手打ちうどんを独立開業するのが夢であり、川島町のうどん店にて、うどん店舗業務に関するノウハウを身につけたことから、手打ちうどん店を独立開業するためとの事です。土地の選定条件は現在、居住している同一地区、実家の近隣、住宅敷地の隣接地で探したところ、自治会、学区が同一地区、実家から450メートル、前案件の自己用住宅となります。条件に合う場所は申請地のみとのことです。
議 長	ご苦勞様でした。続きまして、担当の渡邊委員より現地の状況等の説明をお願いします。
渡 邊 委 員	先ほどご説明した土地の一角であり、農地に関しては綺麗に整地されておりました。申請人は、起業するためにうどん店にて修行を行い、特に問題はないと思います。  それでは質問はございますか。 (質問なし) 無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決させていただきます。  続きまして、件号5について事務局より説明を求めます。
事 務 局	(議案第3号件号5を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 除外目的は、自己用住宅で、除外理由は、居住している借家が子供の成長に伴い手狭になったためとの事です。土地の選定条件は、夫婦の両親と相互扶助が可能な地域、北本駅から1キロメートル程度、小中学校から徒歩10分程度で探したところ、夫の実家から約30メートル、妻の実家から約1.8キロメートル、北本駅から約1.2キロメートル、西小学校から約100メートル、北本中学校から約600メートルで条件に合うのは、申出地のみとのことです。
議 長	ご苦勞様でした。続きまして、担当の田島委員より現地の状況等の説明をお願いします。

会議記録 (7)

発言者	発言内容・決定事項
田島委員	<p>現地調査を行ったところ、市街化区域と隣接した農地であり、周囲には住宅が多く感じました。なお、申請地は雑草が茂っておりました。耕作するにあたり、面積が狭く不向きと感じますので問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは質問はございますか。 (質問なし)</p>
	<p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手) 全員賛成ということで可決させていただきます。</p>
	<p>続きまして、件号6について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第3号件号6を議案書に基づき場所も含めて説明する。) 除外目的は自己用住宅、除外理由は実家に仮住まいしていますが、子供の成長やこれからの家族計画を考え手狭になっていくためとの事です。土地の選定条件は、実家の近くです。義父の所有地で探したところ、義父の所有地で妻の実家と隣接しており、農地利用に支障がないのは申請地のみとのことです。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>現地確認したところ、申請者から見て義父、つまり奥様のお父様が所有する農地であります。実家の隣接地です。現況は作付けされておらず、管理されておりました。周辺農地に影響はないと思います。</p>
議長	<p>それでは質問はございますか。 (質問なし)</p>
	<p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手) 全員賛成ということで可決させていただきます。</p>

## 会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	続きまして、件号7について事務局より説明を求めます。
事 務 局	<p>（議案第3号件号7を議案書に基づき場所も含めて説明する。）</p> <p>除外目的は自己用住宅、除外理由は居住している借家が子供の成長に伴い手狭になっていくためとの事です。土地の選定条件は、実家から車で10分以内、小学校から徒歩10分以内、スーパーマーケットから徒歩10分以内を市内で探したところ、実家から2.2キロメートル、栄小学校から250メートル、ヤオコーから220メートルで条件に合うのは、申出地のみとのことです。</p>
議 長	ご苦労様でした。続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	現地確認したところ、一部、家庭菜園として利用されておりましたが、殆どが雑草でしたが管理はされている様子でした。周辺の状況ですが隣接地には住宅や老人ホームがありました。周辺農地への影響はないと思います。
議 長	<p>それでは質問はございますか。</p> <p>（質問なし）</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ということで可決させていただきます。</p>
	続きまして、件号8について事務局より説明を求めます。
事 務 局	<p>（議案第3号件号8を議案書に基づき場所も含めて説明する。）</p> <p>除外目的は自己用住宅、除外理由について、現宅地では、接道要件と排水施設の用地を確保できないと住宅の建替えができないためとの事です。土地の選定条件は、敷地拡張のため隣接地、4メートル位の幅の進入路を確保、排水施設が整備できる用地の確保の条件を満たすのは、既存宅地の隣接地である申請地のみとの事です。</p>
議 長	ご苦労様でした。続きまして、担当の田島委員より現地の状況等の説明をお願いします。



会議記録 (9)

発言者	発言内容・決定事項
田島委員	<p>現地確認を行いましたところ、進入路が無い事が確認でき、そのための申請と確認ができました。また、排水路を設置するための申請という点も、確認できました。周辺農地への影響に関しましても、特に影響はないと判断します。</p>
議長	<p>それでは質問はございますか。 (質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決させていただきます。</p> <p>続きまして、件号9について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第3号件号9を議案書に基づき場所も含めて説明する。)</p> <p>除外目的は駐車場、除外理由は使用しているトラックが増え使用している駐車場が手狭になったためとの事です。土地の選定条件は、トレーラー台車1台の駐車スペース確保、荷物の積み降ろしや積み込みの作業等に使用するスペースを確保、既存駐車場と一体利用できる土地の条件を満たすのは、既存駐車場の隣接地である申請地のみとの事です。会長の担当地区ですので、事務局から現地のご説明をします。現地は雑草が生えている状況で、申請人が現在使用している駐車場と水路に囲まれている農地です。周辺は農地と宅地が混在しております。現在、申請人が使用している駐車場と水路で分断されている農地であり、影響はないと思います。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。それでは質問はございますか。 (質問なし)</p> <p>無いようですので採決を取りますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決させていただきます。</p> <p>(閉会のあいさつ)</p>

